

危険木の伐採等に係る費用を補助します

危険な木はありませんか？倒木や落枝は大きな事故につながります。

- ・ 枯損、腐朽、傾斜等により倒木のおそれがある
- ・ 倒木や落枝等により道路や電線などに被害がでる可能性がある

→そのまま放置すると危険です。**町では、危険木の伐採・撤去費用の一部を補助します。**

●対象となる危険木

- ・ 胸高直径が概ね20cm以上かつ樹高が概ね5m以上の立木
- ・ 立ち枯れし、または傾斜が激しく倒木のおそれがあるもの
- ・ 倒木、落枝等により、道路や公園等の公共空間(公共施設)、電線などに被害を及ぼすおそれがあるもの

●補助の対象者

- ・ 危険木が定着している土地の所有者、管理者又は占有者
- ・ 町税等を滞納していない者
- ・ 暴力団員等でない者

※土地の所有者以外の者が補助金の交付申請をする場合は、その土地の所有者の同意が必要になります。

●補助対象経費と補助額

危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費について、造園業者その他の専門の事業者（原則として町内に所在地を有する業者）への委託に要した費用の2分の1の額（上限30万円）を補助します。（剪定・枝払いのみは対象外）

※危険木を売却処分する場合は、補助対象経費から売却した額を控除します。

※補助金額を算出した際に、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※補助金の申請は、同一箇所につき、1年度内で1回限りとします。

●補助の流れ

①相談受付 → ②現地確認 → ③補助金交付申請書提出 → ④交付決定 → ⑤伐採等実施 → ⑥実績報告
→ ⑦交付額確定通知 → ⑧請求書提出 → ⑨補助金交付

●注意事項！

・ 申請する際は、**必ず事前に**電話または道路課窓口にてご相談ください。

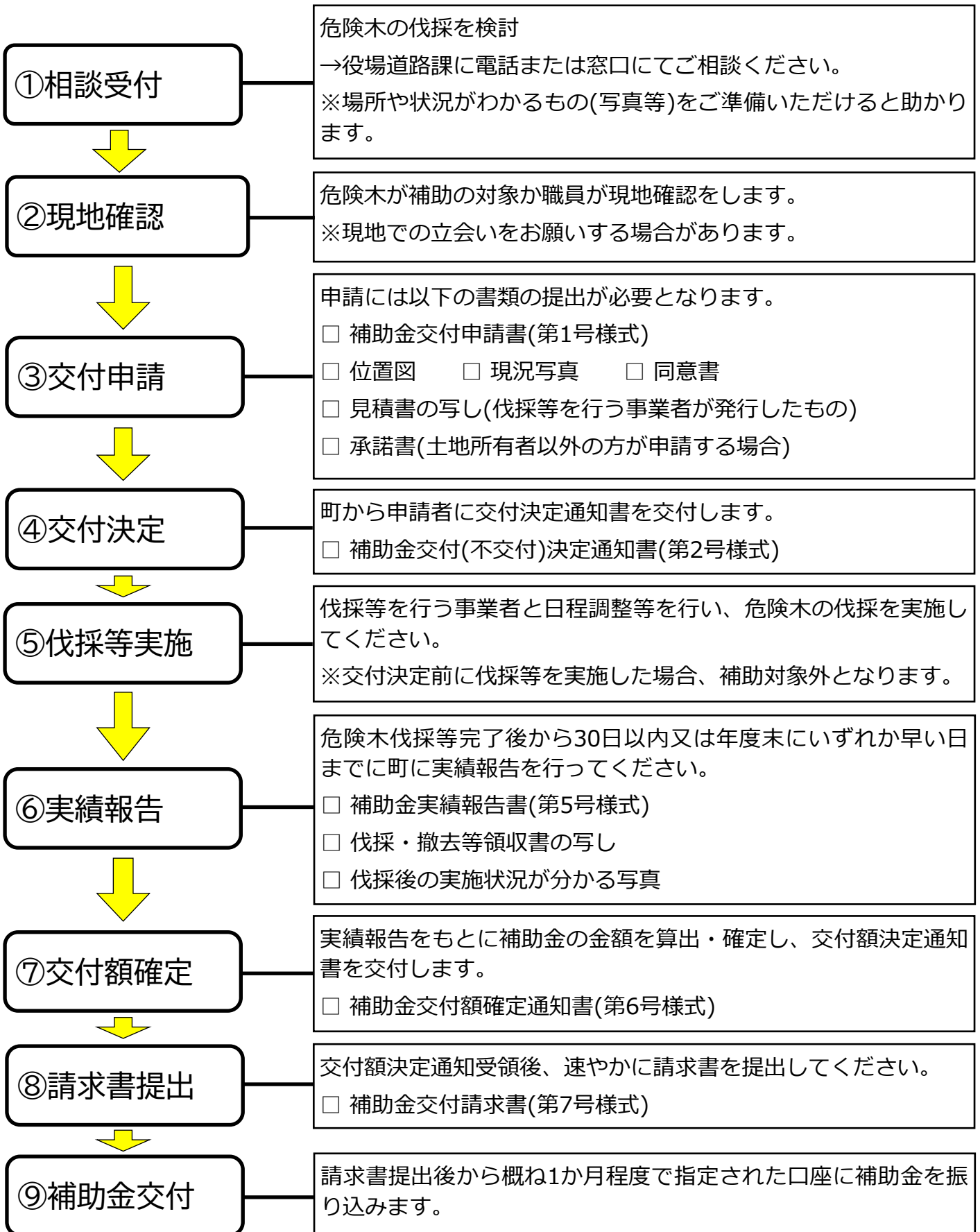
※申請手続きより前に伐採等を実施した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。



こうなる前に！

**早めの対応が、
被害を防ぎます**

★補助金交付申請の流れ



⑤の段階で作業内容の変更や中止をする場合は、速やかに申請者から町へ報告・相談をしてください。

補助金変更等承認申請書(第3号様式)

→申請内容の審査及び該当する危険木の調査等を行ったうえで、変更等に係る適否を判断します。

補助金変更等承認決定通知書(第4号様式)